

平成24年第3回定例会反対討論(案)

2012年9月19日

日本共産党

私は、日本共産党を代表して、各常任委員長報告に対する反対討論をおこないます。

まず、議第85号、平成24年度大分市一般会計補正予算（第2号）についてです。

今回の補正は「豪雨被害等に伴う災害復旧事業」「施設改修等単独事業」などが主なものとなっています。

4款3項3目ごみ収集費には、債務負担行為として、可燃・不燃物収集運搬業務委託料として13億2、200万円が含まれています。平成24年から29年まで、可燃・不燃物の収集運搬業務を民間業者に委託しようとするものであります。ゴミ収集・運搬・処理は行政の固有の事務であり、本来自治体が責任をもっておこなうべきものです。民間委託はやめるべきと考えます。また今後の民間委託計画は見直すべきです。

よって議第85号、平成24年度大分市一般会計補正予算（第2号）に反対します。

つぎに、議第92号、大分市児童福祉施設等に関する条例の一部改正についてです。

これは、公立の新桜町保育所を民営化して、位置を変更しようとするものです。

大分市の都合で民営化を急ぎ、保護者や関係者との説明や協議など、充分理解が得られとは到底考えられません。

また他の施設も老朽化がすすんでいく中、さらに民営化をすすめていく事が大変危惧されます。さらに「保育に欠ける子ども」に保育を保障し、どこでも同じ水準の保育が受けられるように、公的保育制度を守るために公立保育所の民営化はおこなうべきではないと考えます。よって、議第92号に反対します。

次に請願・陳情についてです。

まず、平成23年、請願第8号、日米地位協定の抜本的改定を求める意見書提出方についてです。委員長報告は不採択です。

これは、法治国家として米兵・米軍属・家族の犯罪について「公務執行中」であれ、「公務外」であれ、日本の法と司法で公正に裁けるよう「日米地位協定」を抜本的に改正するよう求める声にこたえ、国会及び政府に対して意見書を提出するようもとめたものであります。米兵犯罪が後をたたないなか、日本国内の米軍犯罪については、日本の法と司法で公正に裁くことは、法治国家として当然の権利と考えます。よって、平成23年、請願第8号の不採択に反対します。

次、平成24年度請願第5号、生活保護制度の抜本的改革を求める意見書提出方について、委員長報告は採択です。

この請願は、生活保護制度が制度疲労をおこしている、景気後退による保護世帯増加による保護費用の増加、年金制度や地域最低賃金制度との不整合などをあげ、時代に適合した新しい制度設計、医療扶助の適正化と医療機関への罰則強化、資産調査等の調査権の強化、現金給付から現物給付にするなどの生活保護制度の改革をもとめています。

これは、一部マスコミの「不正受給」キャンペーンを口実に生活保護制度の基準引き下げ、扶養義務の強要のさらなる強制など「適正化」しめつけを強化し、生活保護の申請抑制と打ち切りをおこない、生活保護費の大幅削減をねらう流れに沿ったものです。

いま国民の最後のセフティーネットとしての生活保護の役割は大きいものがあります。

なによりも憲法25条の精神を尊重し、申請権保障をはじめ、権利としての生活保護制度に改善することこそ求められていると考えます。

第1に保護基準引き下げではなく、老齢加算の復活をはじめ、健康で文化的な水準に生活保護基準を引き上げること。第2に、餓死・孤立死を招く適正化・しめつけ政策をやめ、生活に困る人がだれでも安心して受けられる制度にすること。第3に、社会保障予算の削減ではなく、生活保護予算は全額国が負担すべきと考えます。

こうした理由から、請願第5号の採択に反対します。

次に、平成24年度請願第6号・李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書提出方について、平成24年度請願第7号香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書提出方について、両請願についての委員長報告は採択です。

請願6号の竹島にかかわる意見書では「日韓通貨協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを進める」などと冷静な外交交渉による解決の立場がまったく欠落していると考えます。また緊張をさらにエスカレートさせることが懸念されます。

また請願7号の尖閣諸島にかかわる意見書では「南西諸島防衛を強化する施策を実行すること」など、物理的な対応強化に主眼をおいていることは見過ごすことはできません。

日本共産党は「領土問題は、どのような問題でも、歴史的事実と国際法上の道理にのっとり、冷静な外交交渉で解決を図ることが大事と考えます。また感情的な対応で緊張をエスカレートさせるようなことは双方が自制すべきだと考えています。

こうした理由から、請願6号、請願7号の採択に反対します。

次に平成24年度、陳情第4号、災害廃棄物の広域処理に関する陳情についてです。

この陳情は、東日本大震災により発生した災害廃棄物について、広域処理にあたり、放

射能汚染が問題になっている中で、子供たちの安全・安心に暮らせる未来を守るため、市民が同意できる災害ガレキ処理の安全確保の基準を国、県に対してつくるよう要請することなどをもとめたものです。

がれき処理をめぐる情勢が大きく変化するなかで、取り下げる意見もだされていると聞きおよんでいます。こうしたなか性急な不採択には賛同できません。

よって陳情第4号の不採択に反対します。

最後に、議第93号、大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について要望します。ひとり親家庭の一時的な経済的負担と事務的負担を軽減するために、これまでの償還払い制度から現物給付方式を導入することは一歩前進として評価します。しかし事業の持続と受益者負担を理由に一部自己負担を導入することは、ひとり親家庭の、臨時・パート、非正規労働など厳しい就業状況にあり、一般勤労世帯と比較し、低い収入状況を直視すれば、制度の趣旨にそぐわないと考えます。一部負担については、当面市が助成すること、県に対しても一部負担の撤廃を求めていただくことを要望しておきます。以上で討論を終わります。